

ごみ減量・資源化チェックリスト

食品スーパー・食品販売店におけるごみの減量と資源化に向けた行動例を示してみました。
あなたの店舗の独自の取り組みを考えるきっかけにしてください。



- Reduce**
 - 食品ロスを出さない工夫をしている(中面左上の食品ロスの削減の取り組み例を参照)
 - 食品くずなどを廃棄するまえに、水切りを徹底している
 - プラスチック削減の取り組みをしている(中面右下のプラスチックの削減の取り組み例を参照)
- Reuse**
 - 詰め替え商品など長期間繰り返し利用できる商品を積極的に販売している
 - 仕入用に通い箱を使用するなど、運搬資材・梱包材を繰り返し利用している
- Recycle**
 - 古紙(新聞・雑誌・段ボールのほか、雑がみ等)を分別・資源化している(中面右上の古紙分別を参照)
 - 生ごみの資源化をしている(生ごみ資源化施設への搬入や生ごみ処理機の導入)
 - パンフレットやチラシ、包装紙などの用紙に再生紙を使用している
- その他**
 - 店舗内のごみの発生量と資源化量を概ね把握している
 - 3Rによるごみ減量の意義、取り組みなどを従業員に周知している

事業系ごみの出し方

ごみとして廃棄するときは、適正に分別し、処理しましょう!

具体的な分別・排出方法については、収集を委託している許可業者や処理業者にご相談ください。

事業活動から出る**プラスチック、ゴム、金属、ガラス、陶磁器等**は、**産業廃棄物**です。
ただし、出るごみの性状や量が家庭並みである場合に限り、可燃ごみ、不燃ごみ、発火性危険物として許可業者に処理委託することができます。

可燃ごみ等の一般廃棄物の処理方法は

- ①一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を依頼する
名古屋市一般廃棄物事業協同組合(☎052-961-5383)
- ②自ら処理施設に搬入する
各区の環境事業所へお問い合わせください。

廃プラスチック等の産業廃棄物は

産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。
(一社)愛知県産業資源循環協会(☎052-332-0346)

許可業者収集用
〈可燃ごみ用指定袋〉

許可業者収集用
〈不燃ごみ用指定袋〉

排出事業者名の記入をお願いします。

※市の資源収集を利用する方法については、中面右下を参照

事業系ごみ・資源の分け方やごみの出し方の詳細・最新の情報については、
市公式ウェブサイトでご確認ください。

名古屋市 事業系ごみ 検索

各区の環境事業所一覧

お問合せ時間/午前8時～午後4時45分

千種環境事業所 ☎052-771-0424	東環境事業所 ☎052-723-5311	北環境事業所 ☎052-981-0421	西環境事業所 ☎052-522-4126
中村環境事業所 ☎052-481-5391	中環境事業所 ☎052-251-1735	昭和環境事業所 ☎052-871-0504	瑞穂環境事業所 ☎052-882-5300
熱田環境事業所 ☎052-671-2200	中川環境事業所 ☎052-361-7638	港環境事業所 ☎052-382-3575	南環境事業所 ☎052-614-6220
守山環境事業所 ☎052-798-3771	緑環境事業所 ☎052-891-0976	名東環境事業所 ☎052-773-3214	天白環境事業所 ☎052-833-4031

名古屋市環境局資源循環推進課

〒460-8508 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL 052-972-2390(直通)
FAX 052-972-4133
E-mail a2297@kankyokuyoku.city.nagoya.lg.jp

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

12 つの目標 12.5

ターゲット 12.5

2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

令和6年4月発行



食品スーパー・食品販売向け

事業系ごみ (事業活動に伴うごみの出し方)

減量・資源化ガイド

事業者の責務

- 事業活動に伴って生じた廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理することが必要です。少量であっても家庭ごみとして市の収集に出すことはできません。
 - 分別・資源化等を行うことによりその減量に努めることも必要です。
- (廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第4条)

ごみの減量、資源化の効果

コスト削減 ごみの減量は、ごみ処理コストの削減につながります。

社会的責任

環境問題への関心が高まっている今、ごみ減量に積極的に取り組むことは、企業の社会的責任を果たすことであり、企業イメージ向上につながります。

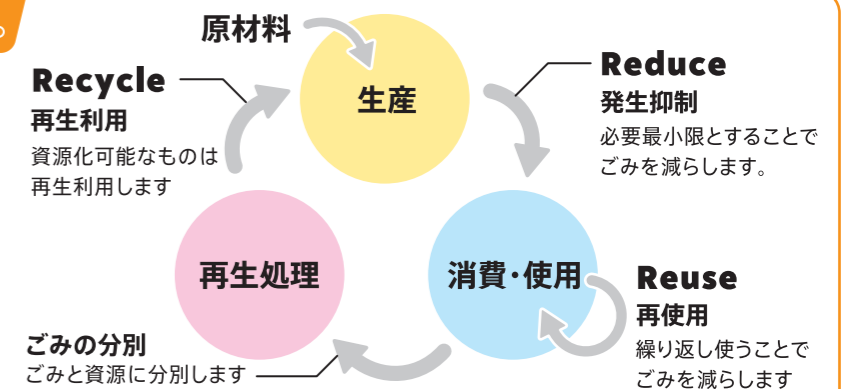
意識変革

ごみを出さないよう業務の見直しや合理化に取り組むことが、社員の意識啓発にもつながります。

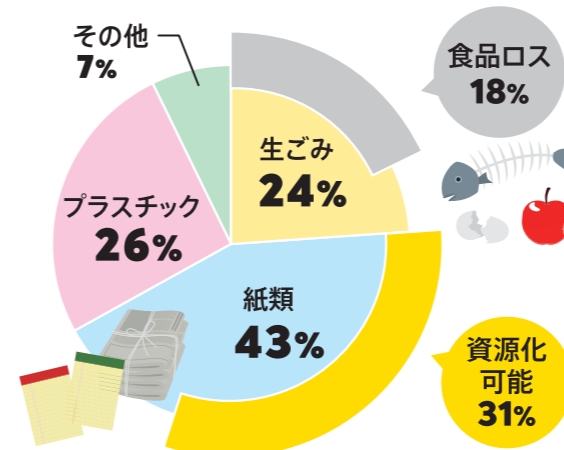
まずはごみの減量、そして資源化。

3Rとは?

ごみの減量・資源化の基本は、3Rとごみの分別です。まずはできる限り使用量を抑え(**Reduce**)、どうしても必要なものは繰り返し使い(**Reuse**)、資源化可能なものは再生利用(**Recycle**)します。



食品スーパー・食品販売店のごみの排出状況



特徴

- 排出されたごみのうち、生ごみ、紙類、プラスチックの3つが大部分を占めています。
- 生ごみの大半が食品ロスに由来するものです。
- 資源化可能な紙類が多くごみに混入しています。

対応策

- 紙類とプラスチックの使用量の削減に取り組みましょう。
- 食品ロスの削減に取り組みましょう。
- 生ごみと紙類は、適切に分別することで資源化することができます。

※令和4年度名古屋市事業系ごみ組成分析から推計(産業廃棄物や資源化されたものは含まない)

減量・資源化のすすめ方

生ごみ

名古屋市内の事業系
生ごみのうち、半分以上を
食品ロスが占めています！
(事業系ごみ組成分析から推計)

1 食品ロスの削減

まだ食べられるのに捨てられる食品を「食品ロス」と言います。食品を販売する小売業では、需要に合わない発注や消費者の過度な鮮度志向等による「売れ残り」などによって食品ロスが発生しています。自らの事業活動で発生している食品ロスを把握し、削減に努めるとともに、消費者に対する周知活動にも取り組みましょう。

取り組み例

▶ 需要に見合った販売等の促進

- 小容量(小分け)やばら売りで販売する
- 季節商品を予約販売する
- 値引きシールやポイント付与など売り切る工夫をする
- AIやデータを活用した需要予測に基づき販売する

▶ 消費者への正しい理解を促す啓発

- 手前の商品から買う「てまえどり」を啓発する
- 食材の使い切りや食べきりを消費者に啓発する
- フードシェアリングサービスを活用する

呼びかけていますか? 「てまえどり」

購入してすぐ食べる場合には商品棚の手前にある販売期限の迫った商品を消費者が積極的に選ぶことで、食品ロスを減らすことができます。



呼びかけ方法

- 商品棚にPOPを設置する
- 手前の商品の値引きやポイントを付与する
- 食品ロスの削減につながる購買行動であることをあわせてPRする

2 生ごみの資源化

売れ残りや未利用食材なども分別すれば、飼料や堆肥等の大事な資源として再利用できます。食品ロスの削減に取り組んでも発生してしまう生ごみについては、資源化に取り組みましょう。

○ リサイクルできるもの



生ごみ処理機への搬入
資源化施設への搬入



食品小売業の皆様には、食品リサイクル法に基づき、生ごみ資源化に取り組むことが求められています。

× リサイクルできないもの



生ごみの資源化に関する相談

生ごみ資源化施設への搬入は、ごみの収集を委託している許可業者にお尋ねいただくか、下記へお問い合わせください。

市内資源化施設

飼料化 中部有機リサイクル株式会社
(名古屋エコフードセンター)
☎052-725-9200

堆肥化 株式会社ケミカルフォース
(名古屋工場)
☎052-614-0539

事例紹介 生ごみの削減に取り組んでいます!

日本橋はなまるキッチン 則武新町店様

店内厨房で調理したお弁当・惣菜を販売しており、種類も多く、できたての料理が一通りそろって便利さが強み。客層などに合わせて、時間帯により商品の取り揃えも変えている。閉店時には売り切らないといけないが、開店中に売切れてしまうと満足度の低下につながるため、売れ行きを見ながら、作りすぎないように商品をごまめに追加して提供している。さらに、まとめ買いでの割引や、商業施設の「夜トク市」にあわせた閉店間際の値引きなど、こうした取り組みにより、日々の売れ残りはほとんど出ていないそう。

「お客様に買ってもらうための工夫」を着実に積み重ねていくことが、食品ロスの削減につながっている。

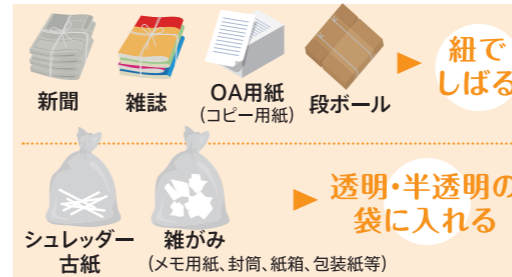


分別した古紙の資源化方法

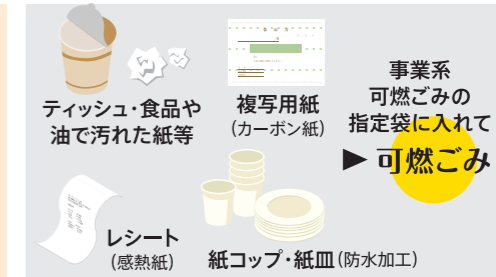
古紙

古紙は種類によって再生利用される用途が異なるため、種類ごとに分けることが基本です。分別排出を心がけましょう!

▶ 資源化できる紙



▶ 資源化できない紙(禁忌品)



1 ごみの収集を委託している許可業者に依頼する
名古屋一般廃棄物事業協同組合
☎052-961-5383

2 古紙業者に回収を依頼する
名古屋リサイクル協同組合
☎052-582-3990

3 古紙業者に自ら持ち込む
愛知県古紙協同組合
☎052-533-2371

プラスチック

プラスチックは暮らしや事業活動を支える大事な素材である一方で、その大量使用・大量廃棄は海洋汚染、地球温暖化、資源枯渇などの問題につながっています。店舗で使用しているプラスチック製品について、削減できるものはないか、他素材への置き換えができないかなど一度見直してみましょう。

ご存じですか?

プラスチック資源循環促進法 消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品のうち、フォーク・スプーン等のカトラリーや、ヘアブラシ等のアメニティ(特定プラスチック使用製品)を提供する事業者は、使用の合理化や提供方法の工夫など、使用量の削減に取り組む必要があります。



店舗から排出されるプラスチックの削減に取り組んでみましょう!

(「名古屋プラスチック削減指針」より)

まずは

ACTION 1 減らす

- 使い捨てプラスチック提供時に、お客様へ意思確認をする
- カトラリーなど使い捨てプラスチックを使用しないお客様へポイント付与するなど、プラスチックの削減を呼びかけている
- 量り売りやノントレーで商品を提供している

どうしても必要なものは

ACTION 2 大切に扱う

- リユース品や長く繰り返し使える製品を提供/活用する
- プラスチック製品を大切に使用する
- 一時的に利用できるレンタル用品やシェアリングサービスを提供/活用する

ACTION 3 循環させる

- 再生素材を使用した製品を提供/活用する
- 製品に再生素材を使用していることを表示する
- 廃棄するプラスチック類の分別をしっかりと実践する

ACTION 4 置き換える

- 代替素材やバイオマスプラスチックを使った製品を提供/活用する
- 製品に代替素材やバイオマスプラスチックを使用していることを表示する

市の資源収集を利用して資源化することもできます(家庭並み少量に限る)

現在、市が資源として収集している品目については、性状が家庭から出るものと同じで、かつ、1収集日につき、品目別の発生量が、45L(スプレー缶類は20L)の指定袋1袋まで(家庭並み少量)に限り、市の資源収集に出すことができます。

品目

紙製容器包装・雑がみ

プラスチック資源*

空きびん

空き缶

ペットボトル(フタ・ラベルを取る)

スプレー缶類(中身を使い切る)

*プラスチック製容器包装・プラスチックのみでできている製品

市の資源収集に出す場合の注意点

- ・収集曜日・場所については、発生する区的环境事業所にお尋ねください。
- ・プラスチック資源、スプレー缶類は原則各戸収集のため、発生する区的环境事業所に申し出が必要です。
- ・家庭用資源指定袋で出してください。